

カブドットコム証券株式会社
(コード番号 : 8703 東証1部)
代表執行役社長 斎藤 正勝

2009年6月5日

証券取引等監視委員会による当社元社員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社の元社員(平成21年5月13日付懲戒解雇)に対し、金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対し金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。当社は、市場の公正な運営の一端を担う証券会社として、あってはならないことが生じてしまったものと重く受け止めております。また、こうした事態に至りましたことで、お客様、一般投資家の皆様、当社株主の皆様並びに関係者の方々に大変なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申しあげます。

記

1. 勧告を受けた事由の概要

当社の元社員は、株式会社三菱東京UFJ銀行が当社株式の公開買付けを行うことについて決定した事実を、その職務に関して知り、この事実が公表される前の平成19年3月5日に、当社株式合計26株を総額510万1,000円で買い付けました。また、同行が第2回目の当社株式の公開買付けを行うことについて決定した事実を、その職務に関して知り、この事実が公表される前の平成19年11月14日に、当社株式合計7.5株を総額114万7,500円で買い付けました。

これらの行為が金融商品取引法(平成20年法律第65号による改正前のもの。以下「旧金融商品取引法」という)第175条第2項に規定する「第167条第1項又は第3項の規定に違反して、自己の計算において同条第1項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした」行為に該当すると認められました。

2. 勧告の内容

上記の違反行為に対し金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金額は、44万円です。

3. 社内処分の概要

今回の勧告に関わる事実関係につきましては、社内調査の結果、元社員による、法令諸規則違反および社内規則違反が認められましたので、既に元社員を平成21年5月13日付けで懲戒解雇処分といたしております。

4. 再発防止策について

当社では、内部者取引管理規則、従業員口座取引規則等による自社株式売買時の事前申告制度やコンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム等の規程の整備並びに内部者取引防止に関する教育、研修により内部者取引の未然防止に取り組んでまいりました。

しかしながら、今回の違反行為の発覚により当社の取り組みが十分といい難い面があったとの認識に立ち、各種情報管理規程の改定、情報セキュリティ管理態勢の強化、コンプライアンス教育の見直しにより、再発防止に努めてまいります。

5. 特別調査委員会の設置について

本事案の発生原因等の徹底究明と、それに基づく抜本的な再発防止策の構築を目的に、本年5月22日付で、外部の専門家である久保利英明氏（委員長：日比谷パーク法律事務所代表弁護士、大宮法科大学院大学教授）、野村修也氏（副委員長：中央大学法科大学院教授、森・濱田松本法律事務所・弁護士）、野宮拓氏（委員：日比谷パーク法律事務所・弁護士）を委員とする特別調査委員会を設置いたしました。今後は、特別調査委員会の調査結果等を踏まえ、抜本的な再発防止態勢を構築したいと考えております。

以上

わたしたちはMUFGです。MUFG

東証1部【8703】